派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和２年４月１日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」
「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」
「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
沖縄労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

☎０９８-８６８-１６３７

(受付：平日８：３０～１７：１５)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年８月９日

＜アクセス＞

沖縄労働局 需給調整事業室内
「派遣労働者の均等・均衡待遇
に係る特別相談窓口」

〒900－0006
那覇市おもろまち2－1－1
那覇第二地方合同庁舎1号館3階

※　法律の施行日（令和２年４月１日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
※　寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

雇用管理の改善に関する具体的な相談は、**「沖縄働き方改革推進支援センター」**をご利用ください。那覇市前島2-12-12（沖縄県社会保険労務士会内）ＴＥＬ0120－420－780

厚生労働省　沖縄労働局

LL010708需01